

10 障害児支援にかかる留意事項

14 障害児支援について

(1) 障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について

障害児支援の推進については、障害者総合支援法3年後見直しにあわせ、社会保障審議会障害者部会で議論され、平成27年12月とりまとめられた本部会の報告書を踏まえながら、今後、所要の対応を行うこととしている。

放課後等デイサービスについては、障害者部会等において、単なる居場所となっている事例や発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児だけを集めている事例など障害児本人にとって適切な支援がされていないケースがあるとの指摘があり【関連資料1】、このため、放課後等デイサービス等の障害児通所支援について、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」。以下「本件通知」という。）を発出する予定である【関連資料2】。

(参考：適切とはいえない事業所の例)

- ・テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ。
- ・送迎に時間をかけ、営業時間のほとんどを車内で過ごさせる。
- ・利益を上げるために必要以上の頻度で通わせる（支給決定日数の多い自治体を探して参入している）。
- ・重度の障害児の受入れを実質的に拒否している（支援の不十分さを伝え保護者側から断らせる等）。
- ・指導員が支援経験の無い（乏しい）バイト（非常勤職員）のみ。

本件通知の趣旨は以下のとおりであり、各自治体においては、事業所に対して法令を遵守するよう指導の徹底をお願いしたい。

放課後等デイサービスの質の確保のため、平成27年4月に「放課後等デイサービスガイドライン」（以下「ガイドライン」。）を策定・公表したところであり、各自治体においては、事業者の指定、指導監査、会議等の情報伝達の場合などのあらゆる機会を通じてガイドラインの周知を図り、事業所に活用をしていただくよう努めていただきたい。

本件通知において「指定放課後等デイサービス事業者によるガイドラインの自己評価結果の公表状況の把握に努めること」としているところであるが、今後、各自治体における事業所の公表状況について調査を行うこととしているので、各自治体においては、調査のご協力をお願いしたい。

平成28年4月1日以降分の障害児通所給付費等の通所給付決定における留意事項の趣旨は、①保育所などの一般施策も含め、障害児本人にとって最良のサービスを利用する機会が確保されるよう、適切な配慮及び環境整備を図ること、②障害児通所支援について支給決定日数の目安を示すことにより、地方自治体において障害児支援利用計画案に示された支援内容の必要性を確認する

ことや、事業所において支援内容の見直しの契機とすることを促すことである。
(参考：自治体における確認等の例)

・保育所や放課後児童クラブ等の一般施策の利用の可能性を確認し、支給量に反映させる。(市町村の障害児支援部局と子育て支援部局で十分な連携を図る。)

・障害児支援利用計画案を作成した障害児相談事業者等に利用予定の事業所、事業所における専門職種等の人員配置や支援内容とその効果を確認し、障害児本人の発達に必要な支援かどうかを判断した上で支給決定する。(発達支援に必要なものは支給決定しない。)

・発達支援の技術が不十分な事業所に漫然と通うことがないよう、支援の質や効果が担保されると判断した場合に支給決定する(発達支援ではなく単なる預かりである場合は日中一時支援を活用する)。

なお、支給日数の目安については、例えば集中的にまとまった期間、発達支援が必要となる状況にある場合等についてまで支給量を制限する趣旨ではなく、障害児本人の発達支援に必要な支給量については確保される必要がある。

本件通知の趣旨を御理解いただき、支給決定にあたっては十分留意していただくようお願いする。

放課後等デイサービスについては、起業セミナーやフランチャイズを活用し、利益のためだけに参入している事業所が支援の質の低下を招いているとの指摘もあり、今後、支援の質の向上のために、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置を求めるなどの人員配置基準の見直しも含め、すべての事業所において適切な支援がされるよう必要な見直しを行っていく予定である。

(2) 重症心身障害児者等の地域生活支援について

平成24年度より、在宅の重症心身障害児者に対する地域支援の向上を図る「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」を実施し、重症心身障害児者及びその家族が安心、安全に地域でいきいきと暮らせるよう、効果的なサービスの利用や医療、保健、福祉、教育等の関係施設・機関の連携の在り方等について先進的な取組を行う団体等に対する助成等を行い、重症心身障害児者の地域支援の向上を図ってきたところである。

当該モデル事業の報告書については、厚生労働省ホームページにおいて公表しているため、各地方公共団体においては、在宅の重症心身障害児者の地域生活支援のために活用していただきたい。

(参考URL：重症心身障害児者の地域生活モデル事業)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shoug_aishahukushi/cyousajigyoku/index.html

また、平成27年度からは、「重症心身障害児者支援体制整備モデル事業」として、重症心身障害児者への支援の強化・充実を図るため、地域の中核となる

重症心身障害児者支援センターを設置し、市町村や事業所等への支援、医療機関との連携等を行い、地域全体における重層的な支援体制の構築を図る取組を進める都道府県、指定都市、児童相談所設置市に対して補助を実施しているところであるが、平成 28 年度予算案においても同様の経費を計上したところである。平成 27 年度同様、公募により 3 団体を選定の上、実施していただくこととしており、公募に関する詳細な内容については追ってお示しする。【関連資料 3】

さらに、平成 28 年度予算案において、地域生活支援事業のメニューとして、「重症心身障害児者コーディネーター等養成研修等（市町村事業）」及び「医療型短期入所事業所開設支援（都道府県事業）」を新たに計上したところ。【関連資料 4】

また、医療型短期入所事業所については、地域偏在等により必要なサービス提供基盤が十分に整備されていないとの指摘【関連資料 5】があることから、平成 28 年度診療報酬改定においては医療型短期入所サービスにおける重症心身障害児の受入れを促進する観点から、在宅療養指導管理料を算定しているために、入院外等では別途算定することができない医療処置等について、医療型短期入所サービス利用中に算定できることを明確化する予定とされている。

【関連資料 6】

加えて、平成 27 年度厚生労働科学研究において、重症心身障害児者等コーディネーター育成研修及び重症心身障害児者等支援者育成研修のテキスト等を作成しているところであり、4 月以降に厚生労働省のホームページにて公表する予定である。

各自治体においては、これらの事業等をご活用いただき、医療が必要な障害児者に対する短期入所サービスの提供体制の確保並びに重症心身障害児者等の地域生活支援の推進に一層努めていただきたい。

なお、重症心身障害児者コーディネーター等養成研修等については、地域の実情を勘案し複数市町村で実施することも可能であり、また、地域生活支援事業実施要綱のとおり、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援事業の一部を実施することができるものであることを申し添える。

（3）障害児入所施設の移行状況等について

18 歳以上の入所者がいる障害児入所施設における今後の移行予定の状況等については、平成 24 年から毎年 12 月 1 日時点における状況を調査し、障害保健福祉関係主管課長会議においてお示ししてきたところであるが、平成 27 年 12 月 1 日時点における状況を調査したところ、大部分の施設は方向性が決定しているが、福祉型で 28 か所、医療型で 33 か所の施設が未定となっている。また、方向性が決定している施設についても、実際に移行が完了したところは 3 割程度にとどまっている。

平成 24 年の児童福祉法の改正において、18 歳以上の障害者については、就労支援施策や自立訓練を通じ、地域移行を促進するなど、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとしたところである。一方、平成 23 年 10 月 31 日に行われた障害保健福祉関係主管課長会議でお示ししたとおり、施行後直ちに指定基準を満たすことが困難な場合もあるため、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができるよう経過措置を講じ、その期限を平成 30 年 3 月末とお示したところである。施行後 3 年が過ぎたところであるが、引き続き、移行に向けた取組の推進に努めていきたい。

なお、移行予定の状況と障害児入所施設及び障害児通所支援事業所の利用状況についての調査結果は以下のとおりとなった。【関連資料 7】

①障害児入所施設の移行予定状況等について (H27.12.1 現在)

・福祉型障害児入所施設 (括弧書きは移行が完了したもの)

総 数	265 箇所 (82 箇所)
(ア)障害児入所施設として継続	174 箇所 (61 箇所)
(イ)障害児支援施設に転換	12 箇所 (1 箇所)
(ウ)障害児及び障害者施設を併設	51 箇所 (20 箇所)
(エ)未定のもの	28 箇所

・医療型障害児入所施設 (括弧書きは移行が完了したもの)

総 数	217 箇所 (84 箇所)
(ア)障害児入所施設として継続	45 箇所 (31 箇所)
(イ)障害児支援施設に転換	1 箇所 (1 箇所)
(ウ)障害児及び障害者施設を併設	138 箇所 (86 箇所)
(エ)未定のもの	33 箇所

②障害児入所施設等の利用状況 (H27.12.1 時点)

総人数 (児者併設施設 (※) を含む)	26,221 人
・うち、児童	8,041 人
・うち、18 歳以上 20 歳未満の特例による障害児入所施設利用	1,893 人
・うち、児者併設施設 (※) において障害福祉サービス (施設入所支援 + 生活介護、療養介護)	15,516 人
・うち、その他	771 人
(内訳)	
○福祉型障害児入所施設 (児者併設施設 (※) 含む) 利用者数	8,174 人
・うち、児童	5,270 人
・うち、18 歳以上 20 歳未満の特例による障害児入所施設利用者	

	1,007人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	1,674人
・うち、その他	223人
○医療型障害児入所施設（児者併設施設（※）含む）利用者数	11,781人
・うち、児童	2,247人
・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用者	670人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	8,541人
・うち、その他	323人
○指定医療機関（児者併設施設（※）含む）利用者数	6,266人
・うち、児童	524人
・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用者	216人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	5,301人
・うち、その他	225人

※：障害児入所施設の基準を満たすことをもって、障害福祉サービスの基準を満たしているものとみなされている障害児入所施設と障害者支援施設を併設している施設

③障害児通所支援事業所の利用状況（H27.12.1時点）

	か所数	利用者数
総数	12,697か所	102,055人
・福祉型児童発達支援センター	507か所	14,575人
・児童発達支援事業所	3,919か所	21,305人
・医療型児童発達支援センター	92か所	1,313人
・放課後等デイサービス	7,451か所	63,537人
・保育所等訪問支援	728か所	1,325人

（4）就学前の障害児通所支援における多子軽減制度の拡大について

就学前の障害児通所支援における多子軽減措置については、平成26年4月から施行しているところであるが、平成28年4月以降、低所得の子育て家庭の更なる負担軽減を図る観点から、年収約360万円未満相当世帯（※）について、複数の子（子の年齢は問わないこととなる見込み）がいる世帯を多子世帯とし、多子軽減制度の対象者を拡大する方向で検討している（多子軽減の対象となる児童は現行と同様、就学前の児童に限る）。

具体的な内容等については、その内容が固まり次第速やかにお示しするが、

御了知の上、各都道府県においては、貴管内市区町村への周知をお願いしたい。【関連資料 8】

(※) 世帯における市町村民税所得割合算額が、77,101 円未満である場合（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。）

障害者総合支援法施行3年後の見直しについて ～社会保障審議会 障害者部会 報告書～（平成27年12月14日）

9. 障害児支援について（抄）

（1）現状・課題

（適切なサービス確保と質の向上）

- 放課後等デイサービスについては、量的な拡大が著しく、その費用額は1,024億円（平成26年度）で対前年比5割近くの伸び、その事業所数及び利用者数は対前年比で3割近く伸びており、特に営利法人が数多く参入している。
- さらに、単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児を集めている事例があるとの指摘がある。

（2）今後の取組

- （適切なサービス確保と質の向上）
- 障害児の放課後等の支援については、子ども・子育て支援策である放課後児童クラブや教育施策である放課後子供教室等における受入れを引き続き推進すべきである。その際、保育所等訪問支援などを活用して、必要に応じて専門的なバックアップを行うべきである。
- 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応するため、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、放課後等デイサービスガイドラインの活用を徹底するとともに、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置を求め、障害児本人の発達支援のためサービス提供を徹底するなど、制度面・運用面の見直しを行うべきである。

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の
通所給付決定に係る留意事項について

障害児通所支援事業の運営等については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）等に基づき行われているところであるが、近年、特に放課後等デイサービスについて、単なる居場所となっている事例、発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児を集めている事例等があるとの指摘がある。

このため、今般、障害児通所支援について、発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応する観点から、下記のとおり留意事項をまとめたので、これを参考として障害児通所支援の質の向上及び支援内容の適正化により一層努められたい。

また、各都道府県におかれては、貴管内市区町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 障害児通所支援の質の向上に向けた留意事項について

(1) 指定障害児通所支援事業者の指導の徹底について

指定障害児通所支援事業者の指導に当たっては、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「基準省令」という。）等により行われているが、障害児通所支援のより一層の支援の質の向上を図るため、指定障害児通所支援事業者の指定、指導監査、会議等の情報伝達の場など、あらゆる機会を通じて、特に以下の法令の規定について指導の徹底を図られたい。

- ① 指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。
（法第 21 条の 5 の 17 第 2 項）
- ② 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。
（基準省令第 14 条。第 54 条の 5（基準該当児童発達支援）、第 64 条（指定医療型発達支援）、第 71 条（指定放課後等デイサービス）、第 71 条の 4（基準該当放課後等デイサービス）及び第 79 条（指定保育所等訪問支援）の規定により準用する場合

を含む。)

- ③ 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
(基準省令第26条第3項、第54条の5、第64条、第71条、第71条の4及び第79条の規定により準用する場合を含む。)

(2) 放課後等デイサービスガイドラインの活用の徹底等について

指定放課後等デイサービス事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化を図るため、以下により、放課後等デイサービスガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の活用の徹底等を図られたい。

- ① 指定放課後等デイサービス事業者の指定、指導監査、会議等の情報伝達の場合などのあらゆる機会を通じて、指定放課後等デイサービス事業者に対し、ガイドラインの周知徹底を図ること。その際、指定放課後等デイサービス事業者がガイドライン別添の自己評価表を活用して適切に自己評価を行うこと、改善目標に沿って支援内容を改善すること、自己評価結果を公表すること等を促すように努めること。
- ② 指定放課後等デイサービス事業者によるガイドラインの自己評価結果の公表状況の把握に努めること。
- ③ 指定放課後等デイサービス事業者への指導・助言にあたっては、ガイドラインを活用すること。

2. 障害児通所給付費等の通所給付決定の留意事項について

市町村による障害児通所給付費等の通所給付決定については、障害児通所給付費等の通所給付決定等について（平成24年3月30日障発0330第14厚生労働省障害保健福祉部長通知）においてその取扱いを示しているところであるが、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するため、以下のとおり平成28年4月1日以降分の障害児通所給付費等の通所給付決定における留意事項をまとめたので、適切な運用に努めていただきたい。

- ① 障害児通所支援は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うものである。障害児通所給付費等の通所給付決定にあたっては、障害児本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点から、支給の要否及び必要な支給量について適切に判断し、決定すること。
- ② 主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること。

支給量は、通所給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、適切な一月当たりの利用必要日数を定めることとしているが、原則として、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を上限とすること。ただし、障害児の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の日数を超過利用することができるものとするが、その場合には支給決定前にその支援の必要性（支援の内容とそれに要する時間等）について申請者、事業所等に十分確認した上で、必要な日数を決定すること。

- ③ 障害児についても、保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の一般施策を利用（併行利用を含む。）する機会が確保されるよう、例えば保育所等訪問支援の活用など、適切な配慮及び環境整備に努めること。

就学前の障害児通所支援における多子軽減制度の拡大について(案)

○ 障害通所支援の利用者負担については、平成22年4月から、実質的な応能負担として、所得に応じた負担上限月額を設定(平成24年4月からは、法律上も応能負担を原則とすることを明確化)。

※ 障害児通所支援の負担上限月額

一般2世帯(市町村民税所得割28万円以上):37,200円、一般1世帯(市町村民税所得割28万円未満):4,600円、市町村民税非課税・生活保護世帯:0円
(負担上限月額については、低所得者対策として段階的に負担軽減措置を図ってきたところ。)

○ 平成26年4月からは、利用者負担の軽減を図るため、小学校就学前の児童(未就学児)が複数いる多子世帯について、2番目の未就学児の利用料を半額、3番目以降の未就学児の利用料を無料化(多子軽減制度)。

○ 平成28年4月以降、子育て家庭の更なる負担軽減を図る観点から、年収約360万円未満相当世帯について、多子世帯を、年齢を問わず複数の子がいる世帯とし、多子軽減制度の対象者の拡大を図る。

例:12歳児、5歳児(障害児支援利用)、3歳児(障害児支援利用)がいる世帯

【平成22年4月～】 ※一般1の場合

支援に要する費用(例)	利用者負担額
12歳児(就学児) 障害児支援の利用なし	—
5歳児(未就学児) 20,000円 → 10/100	2,000円
3歳児(未就学児) 40,000円 → 10/100	4,000円

負担上限月額4,600円 < 計6,000円

実際の利用者負担額

【平成26年4月～多子軽減対象】

※一般1の場合

支援に要する費用(例)	利用者負担額
12歳児(就学児) 障害児支援の利用なし	—
5歳児(未就学児) 20,000円 → 10/100	2,000円
3歳児(未就学児) 40,000円 → 5/100	2,000円

負担上限月額4,600円 > 計4,000円

実際の利用者負担額

【平成28年4月～多子軽減対象拡大】

※一般1のうち年収約360万円未満相当世帯の場合

支援に要する費用(例)	利用者負担額
12歳児(就学児) 障害児支援の利用なし 【1番目扱い】	—
5歳児(未就学児) 20,000円 → 5/100	1,000円
3歳児(未就学児) 40,000円 → 0/100	0円

負担上限月額4,600円 > 計1,000円

実際の利用者負担額

※未就学児をカウント対象

※年齢を問わずカウント対象